

議案第 5 3 号

向日市旅費条例の一部改正について

向日市旅費条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市旅費条例の一部を改正する条例

向日市旅費条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正	現 行
（用語の意義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（<u>常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、又は 職員以外の者が公務のため一時その住所又は 居所を離れて旅行することをいう。 (2) 遺族 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び <u>兄弟姉妹並びに</u> 職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (3) 赴任 <u>新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u> (4) 旅行役務提供者 <u>旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7</u>	（用語の意義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署 _____ _____ _____を離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所または居所を離れて旅行することをいう。 (2) 遺族 職員の配偶者 _____ _____ _____, 子、父母、 _____ 祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任に関する旅費の支給を受ける者の範囲、額等は、市長が別に定める。

2 略

3 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号、次項及び第18条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

4 略

5 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲以内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項から第3項まで、第5項及び前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があ

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した 場合には、当該職員に対し 旅費を支給する。

2 略

3 職員またはその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し 旅費を支給する。

(1) 職員が出張 のため 旅行中に退職、免職、失職または休職（以下
 「退職等」という。）と

(2) 職員が出張 のため 旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

4 略

5 旅費の支給を受けることができる者が 旅行中交通機関の事故に因り 、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費 に相当する金額）の全部 または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲以内で
 旅費として支給することができる。

るときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含

む。以下この条において同じ。）に従って旅行
することができない場合には、あらかじめ旅行
命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなけ
ればならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変
更の申請をするいとまがない場合には、旅行命
令等に従わないで旅行した後、できるだけ速や
かに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請
をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等
の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更
が認められなかった場合において、旅行命令等
に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、
旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費
のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、
その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、
転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及
び死亡手当とする。

(旅費の計算)

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、
車賃、日当、宿泊料、食卓料

とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、旅
客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運
賃により支給する。

4 航空賃は、特に必要と認めた航空旅行につい
て路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅
行について路程に応じ1キロメートル当たり
の定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額
により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定
額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当り
の定額により支給する。

9 第1項に掲げる旅費に代え日額旅費として
支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するた
めのものとして第9条から第16条までに定
める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常
の経路及び方法により旅行した場合の旅費
によって計算する。ただし、公務上の必要又は
天災その他やむを得ない事情により最も経
済的な通常の経路又は方法により旅行し
難い場合には、その現によつた経路及び方法
によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支
給を受けようとする旅行者及び概算払に係
る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をし
ようとするもの並びに旅費に相当する金額の
支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定
の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録
した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができな
い方式で作られる記録であつて、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。))を
含む。以下この条において同じ。)に必要な資
料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額
の支払をする者(以下この条及び第22条にお

第5条 旅費は、

最も経済的な通常
の経路および方法により旅行した場合の旅費
により計算する。ただし、公務上の必要また
は天災その他やむを得ない事情により最も経
済的な通常の経路および方法によつて旅行し
難い場合には、現によつて経路および方法
によつて計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために
現に要した日数による。ただし、公務上の必要
または天災その他やむを得ない事情により要
した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400
キロメートル、水路旅行にあつては200キロ
メートル、陸路旅行にあつては50キロメー
トルについて、1日の割合をもつて通算した日数
をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に
1日未満の端数を生じたときは、これを1日と
する。

第7条 鉄道旅行、水路旅行又は陸路旅行中にお
ける年度の経過のため、鉄道賃、船賃又は車賃
を区分して計算する必要がある場合には、最初
の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の
分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支
給を受けようとする旅行者および概算払に係
る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をし
ようとする者

は、所定
の請求書

に必要な書
類を添えて、これを市長

いて「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料____の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2 略

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該過払金を返納させなければならない。

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃____は、鉄道（鉄道事業法（昭和

____)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額____のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費____の必要が明らかにされなかった部分の金額の____支払を受けることができない。

2 略

3 市長____は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客

61年法律第92号）第2条第1項に規定する
鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正1
0年法律第76号）第1条第1項に規定する軌
道その他これらに類するものをいう。第12条
において同じ。）を利用する移動に要する費用
とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から
第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運
賃に加えて別に支払うものであって、公務のた
め特に必要とするものに限る。）の額の合計額
とする。

(1) 運賃_____

(2) 急行料金_____

(3) 寝台料金_____

(4) 座席指定料金_____

(5) 特別車両料金_____

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第10条 船賃_____は、船舶（海上運送法（昭和
24年法律第187号）第2条第2項に規定す
る船舶運航事業の用に供する船舶その他これ
らに類するものをいう。次項及び第12条にお
いて同じ。）を利用する移動に要する費用とし、
その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号
までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加
えて別に支払うものであって、公務のため特に
必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃_____

(2) 寝台料金_____

運賃（以下この条において「運賃」という。）、
急行料金及び特別急行料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する路線によ
る旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない路線による旅行の
場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する路線による旅行の場合
には、その乗車に要する急行料金。ただし、
片道50キロメートル以下のものには支給
しない。

(4) 特別急行列車を運行する路線による旅行
の場合には、乗車に要する特別急行料金を支
給する。ただし、片道100キロメートル以
下のものには支給しない。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客
運賃（はしけ賃およびさん橋賃含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船
舶による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃

は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の

場合には、その旅船による運賃

(航空賃)

第10条の2 航空賃（「通行税」を含む。以下同じ。）は、航空旅行について任命権者が公務上必要と認め、許可した場合に限り運賃の実費を支給する。

(車賃)

第11条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2中常勤特別職については指定職職員等の欄を、常勤特別職以外の職員等については職務の級が十級以下の者の欄をそれぞれ適用する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第7条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(自動車等の提供の場合)

第11条の2 第9条および前条の規定にかかわらず、自動車等を提供された区間にかかる鉄道賃または車賃は支給しない。

(日当)

第12条 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合の日当の額は、別表第1の定額による。

2 前項の規定以外の日当の額は、別表第2のとおりとする。ただし、京都市、長岡京市又は大山崎町へ出張した場合は、日当を支給しない。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

常要する費用の額を勘案して規則で定める一
夜当たりの定額とする。

(転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費
及び死亡手当)

第16条 転居費、着後滞在費、家族移転費、渡
航雑費及び死亡手当の支給額及び支給方法は、
国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和
6年政令第306号）の定めるところに準じ
て、その都度市長が定める。

(外国旅行の旅費)

第17条 外国旅行の場合における旅費に
ついては、国家公務員等の旅費に関する法律
（昭和25年法律第114号）の定めるところ
に準じ、その都度市長が 定める。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第3項第1号の規定により支
給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内
における当該退職等に伴う旅行について、出張
又は赴任の例に準じて規則で定めるものとす
る。

2 前項の場合において、退職等となった職員が
家族を移転するときは、同項に規定する旅費
に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び
家族移転費に相当するものを加えるものとす
る。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある
場合には、第1項に規定する期間を延長するこ
とができる。

(食卓料)

第14条 食卓料の額は、別表第1の定額によ
る。

2 食卓料は、船賃の外に別に食費を要する場合
に限り支給する。

(研修及び講習を受けるための旅費)

第15条 職員が研修又は講習を受けるため1
0日を超える期間宿泊を要する旅行をする場
合における10日を超える部分の日当の額は、
別表第1に定める額の2分の1の額とする。

(外国旅行の旅費)

第15条の2 外国旅行の場合における旅費に
ついては、国家公務員等の旅費に関する法律
（昭和25年法律第114号）の定めるところ
に準じ、 市長が別に定める。

(退職者等の旅費)

第16条 第3条第3項第1号の規定により支
給する旅費は、職員が出張中に退職等となった
日にいた地から退職等の命令の通達を受けた
日にいた地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第3項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(在勤地内の出張旅費)

第20条 略

(旅費の調整)

第21条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項に規定する旅費の調整に関し必要な事項については、市長が別に定める。

3 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第22条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は

(遺族の旅費)

第17条 第3条第3項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から本市までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第2号に掲げる順序によるものとし、同順位者がある場合には年長者を先ににする。

(在勤地内の出張旅費)

第18条 略

(旅費の調整)

第19条 この条例の規定による旅費が、当該旅行の性質その他特別の事情により、明らかに実費より不足し、または超過すると任命権者が認める場合においては、旅費の全部または一部を増額または減額して支給することができる。

支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1

<u>区分</u>	<u>日当</u> <u>(1日につき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>食卓料</u> <u>(1夜につき)</u>
	円	円	円
常勤特別職	3,000	14,800	3,000
上記以外の者	2,200	10,900	2,200

別表第2

<u>区分</u>	<u>鉄道100キロメートル以上、水路50キロメートル以上又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合</u>	<u>鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行であつて、当該旅行が5時間以上の場合</u>
	円	円
常勤特別職	3,000	1,500
上記以外の者	2,200	1,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第3項、第18条及び第19条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項の規定は、同条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の向日市旅費条例第3条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正	現 行
（費用弁償） 第2条 略 2 前項の規定により支給する旅費のうち、<u>宿泊手当の額は、向日市旅費条例（昭和26年条例第33号）第15条で定める額とする。</u>	（費用弁償） 第2条 略 2 前項の規定により支給する旅費のうち、<u>日当、宿泊料及び食卓料の額は、次に定めるとおりとする。</u> (1) <u>嘱託以外の特別職の職員</u> <u>向日市旅費条例（昭和26年条例第33号）別表第1及び別表第2常勤特別職の項に規定する額</u> (2) <u>嘱託</u> <u>向日市旅費条例別表第1及び別表第2上記以外の者の項に規定する額</u>